

議案第53号

## 静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条・第6条の2」に改める。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第6条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第6条第1項の規定により条例で定める委員の任期は、3年とする。

第14条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。